

○市報行方広告掲載に関する基準

平成19年4月24日

告示第62号

(目的)

第1条 この告示は、行方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成19年行方市告示第61号)第16条の規定に基づき、行方市(以下「市」という。)が作成する市報行方への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市報行方の市が指定したページの下段とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、1枠が縦4.6cm×横8.5cmとする。なお、1ページに2枠掲載する場合は、2枠を繋げて縦4.6cm×横17.5cmとして掲載することができる。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、最長12ヶ月とする。

(掲載募集枠)

第5条 募集は、最大10枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠月額1万円とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2ヶ月以上にわたる場合は、一括して納付することができる。

(広告内容)

第8条 広告のデザイン及び内容などは、市報行方のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(免責事項)

第9条 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要とする事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第72号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年告示第8号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年告示第43号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。